

地方行財政検討会議検討項目について

平成22年5月19日

全国町村会常任理事 寺島光一郎

現在の長と議会の関係は長い歴史の中で、「緊張関係」や「議会運営の慣習」により構築されており、何処の議会でも共通するものはあるが、それぞれ特色を持って議会運営がなされている。

このような実態を踏まえて議論いただきたい。

1. 自治体の基本構造のあり方 —議会と長の関係について—

- ・ 現行憲法内における選択肢の提示
- ・ 選択の手法
- ・ 議会と長の関係における方向性

○現行の二元代表制は、その長い歴史により地方自治に定着しており、これまでも長と議会が相互に牽制し均衡が図られ十分に機能してきた。よって、今後も維持すべきと考える。

- ・ 議会の議員による執行機関の構成員の兼職

○現行憲法の下での二元代表制を維持すべきと考える。よって執行機関の構成員の兼職は慎重に議論すること。

2. 住民参加のあり方 —議会のあり方について—

現行十分に機能している長と議会の関係にかかる制度改正については、慎重に検討する必要がある。なお、議会に関する主な考えは以下のとおり。

○招集権

平成18年の地方自治法の一部改正により、議長による招集請求権は制度化されており、第29次地方制度調査会答申では招集請求権の運用状況も見ながら引き続き検討するとなっている。よって招集権を議論する際には、これまでの経過を含め慎重に議論すること。

○専決処分

専決処分を行う場合は、議会に理解を得られるよう努めており、基本的には現行制度で問題ないと考える。

3. 監査制度について

○各地方自治体における現行の監査制度の実態を検証する必要がある。そのうえで、監査制度の見直しが必要であれば地域の実状に応じた自主的な判断ができる制度となるよう検討されたい。